

北斗市農業新規就農者受入要件について

新規就農希望者を北斗市地域担い手センター（以下、担い手センターという。）で受け入れることにより、北斗市における農業の持続的発展が図られる。また将来、地域の担い手として成長していくために、効率的で安定的な営農を行える経営者になるための育成・支援を行う必要があることから、新規就農希望者が北斗市において農業を実施していけるかを判断するため、受入要件を次のとおりとする。

1 担い手センターで受け入れる作型は次からとする。

- (1) 夏秋トマト（前・後作として葉物を実施すること）
- (2) 半促成トマト・抑制きゅうり
- (3) その他の営農類型（リタイア農家や研修先農家の状況により判断する）

2 受入れをする新規就農希望者は、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 経営者の年齢は、原則50歳未満の心身ともに健康で、北斗市に定住し自立経営を営む能力を有する者。
- (2) 北斗市内に就農し、専業農家として認定農業者を目指す者
- (3) 就農後、農業経営から得られる所得によって生活が出来るまでの生活資金や営農資金を計画できる自己資金がある者。
- (4) 上記1を主とした営農類型にて経営をする者。
- (5) 研修カリキュラムに基づき、就農に向けての研修を確実に受ける者。（2年間程度）
- (6) 農業経営に対して家族や親族の積極的な協力が得られる者。
- (7) 農村社会にとけこみ、地域住民と積極的にコミュニケーションが図れる者。
（他農家との交流ができない者に成功はありません）
- (8) 就農後、地域の生産組織に加入する者。
- (9) 新規参入希望者の研修先は、担い手センターが定める受入農家であること。
- (10) 受入農家から栽培・営農技術を学び、積極的な姿勢で研修を行うことができる者。
- (11) 関係団体が行う研修に積極的に参加できる者。
- (12) その他必要事項は担い手センターにて定める。

3 就農相談受付期間

就農相談の受付期間は随時実施できる。ただし、就農相談カードに必要事項を記入していただくこと。また、相談者の経営ビジョン（方向性）を見るため、資料の作成をしていただくこともあります。

4 事務局会議

受付後、個人相談カードや経営ビジョン、窓口で聞取りを行った情報をもとにして、担い手センター事務局会議を行い、将来像等内容を精査する。

5 選考会

受付期間終了後に、担い手センター設置要領の目的と合致している者が検討会を開き、選考結果は就農を希望する者に回答する。

6 研修内容

担い手センターが策定する受入・実践研修プログラムに従って、研修の実践をする。

7 研修の中止

- (1) 担い手センターが策定する受入・実践研修プログラムに従わない場合。
- (2) 担い手センター等から経営安定に向けた指導・助言を聞き入れない場合。
- (3) 地域においての何らかのトラブル等が発生した場合。
- (4) 担い手センターは新規参入者希望者に対し、定期的に巡回面談・指導をおこない、今後研修を続けることが困難と判断した場合には、新規参入者希望者と受入農家、担い手センターにおいて協議をし、全員が同意をした場合。
- (5) その他研修をすることが不可能と判断した場合。

8 定期確認

担い手センターは新規就農希望者に対し、定期的に巡回指導にて指導・助言等を行い、開催される運営会議において、新規就農者希望者の情報共有を図る。

9 その他

その他懸案事項等が発生した場合には、運営会議において協議をする。